

令和 7 年度 尼崎市「あましん」育英資金奨学生 募集要綱

1 奨学金の趣旨

この奨学金は、尼崎信用金庫及び一般財団法人尼信地域振興財団が、「ものづくりのまち あまがさき」における新技術の開発、技術の伝承に願いをこめた人材育成に着目し、主に理工系学部在籍の大学生に対する支援が必要であるとの趣旨で尼崎市に寄付をされた寄付金をもとに運営している奨学金制度です。

この制度は、卒業後の返済義務がなく、個人の意思を尊重し進路も拘束しません。

2 採用予定人員

5 人程度

3 申請資格

次の各号に掲げる要件を備えている者を申請資格者とします。

- (1) 奨学金を受けようとする者又は当該者の生計を主として維持している者が申請の日の 1 年前から引き続き市内に居住していること。（本人が主たる生計の維持者である場合は対象となりません。）
- (2) 申請の日の属する年度に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（短期大学を含む。通信による教育の課程、専攻科、別科及び大学院を除く。以下「大学」という。）の対象学部等（理学、工学その他これらに類する分野に関する学部等）に入学し、又は入学することが許可されていること。
※ 大学卒業後の再入学についても申請は可能です。
- (3) 学業成績が優秀であること。
- (4) 過去に、「あましん」育英資金奨学金、神崎製紙育英資金奨学金、澤水育英資金奨学金を受給したことがないこと。
- (5) 奨学金を受けようとする者及び当該者の生計を主として維持している者が尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団員又は同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。

※ 神崎製紙育英資金奨学金と同時に申請することはできません。いずれか一方のみ申請が可能です。

4 申請手続

尼崎市ホームページに掲載する応募フォームから、オンラインで申請を受け付けます。

- (1) 申請の際に必要なもの

ア 上半身正面の写真 1 枚

イ 『奨学金を受けようとする者』及び『当該者の生計を主として維持している者』

両方の氏名と生年月日の記載された住民票の写し

ウ 大学への合格を証する書類（合格通知書等）若しくはその写し又は在学証明書

アは応募フォーム上にアップロードが必要です。

イ及びウは申請後にお送りするメールアドレス宛にスキャンデータ等の送付が必要で

す。

(2) 受付期間

令和7年4月7日(月)から令和7年4月25日(金)午後5時30分まで

(3) その他提出物

第1次試験選考試験実施時に、次の書類等を持参し提出いただきます。

ア 『奨学金を受けようとする者』及び『当該者の生計を主として維持している者』

両方の氏名と生年月日の記載された住民票の写し

イ 大学への合格を証する書類（合格通知書等）若しくはその写し又は在学証明書（原本）

ウ 高等学校作成の調査書（統一応募用紙）又はこれに代わる書類（厳封したもの）

5 奨学金受給者の決定

申請書に記載した大学に入学した者を対象に次のとおり選考試験を行い、奨学金受給者を決定します。

(1) 第1次選考試験

学科試験（択一式）[英語と数学]と作文試験を実施し、その結果に基づいて、第2次選考試験の対象者となる第1次選考試験の合格者を決定します。

※ 学科試験出題範囲

英語…英語コミュニケーションⅠ・英語コミュニケーションⅡ・英語コミュニケーションⅢ・論理・表現Ⅰ・論理・表現Ⅱ・論理・表現Ⅲ

数学…数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学Ⅲ・数学A・数学B・数学C

※ 第1次選考試験の日時及び場所

令和7年5月25日（日）午前9時00分集合

会場 尼崎市立中央北生涯学習プラザ

所在地 尼崎市東難波町2丁目14番1号

TEL 06-6482-1750（試験当日のみ）

(2) 第2次選考試験

第1次選考試験の合格者に対して面接試験を実施し、奨学金受給者を決定します。

※ 試験の日時及び場所は、第1次選考試験の合格者に通知します。

（6月～7月頃実施予定）

6 奨学金の支給

(1) 期 間

令和7年4月から入学した大学の最短の修業年限までの期間とします。

(2) 金 額

月額30,000円（年額360,000円）

(3) 支給時期

令和7年度分…9月、11月、1月、3月（年4回）

※ 9月は4～9月分を支給し、以後2か月毎に支給します。

令和8年度以降分…5月、7月、9月、11月、1月、3月（年6回）

※ 継続支給のため、在学中は現況調査にご回答いただく必要があります。

7 支給決定の取消し

- (1) 入学しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、奨学金の支給決定を受け、又は奨学金の支給を受けたとき。
- (3) 奨学金をその支給目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 留年などにより最短の修業年限までに卒業できる見込みがなくなったとき。
- (5) 学業成績が低下し、又は操行が悪化したとき。
- (6) 転学し、又は退学したとき。
- (7) 同一の大学内において、対象学部等から対象学部等以外の学部等に転籍したとき。
- (8) 奨学金を受けている者及び当該者の生計を主として維持している者が市内に居住しなくなったとき。
- (9) 奨学金を受けている者又は当該者の生計を主として維持している者が暴力団員等であることが判明したとき。
- (10) その他奨学金の支給目的が失われたと認められるとき。

8 その他

※(1) 提出された申請書類等は、一切返却しません。

- (2) 採用人員、金額、支給時期については変更する場合があります。
- (3) 当該奨学金の申請をされた方は、本募集要綱に記載された事項を了承したものとみなします。
- (4) 採用された奨学生は、奨学金の出資者との懇談会（8月以降の平日に実施予定）に出席していただきます。
- (5) 試験会場でのマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としますが、感染防止対策として効果的な場面などについてはマスクの着用をお願いすることがあります。

以 上